

【重要事項説明書】

社会福祉法人 専光会
陽のあたる家 ショートステイ

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方々が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 専光会
- (2) 法人所在地 〒721-0926
広島県福山市大門町三丁目7番10号
- (3) 電話番号 084-945-7611
- (4) 代表者氏名 理事長 藤井 徳行
- (5) 設立年月日 平成29年4月1日

2. 事業者の概要

- (1) 指定短期入所生活介護事業所・平成29年4月1日指定
※当事業所は指定介護老人福祉施設に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、短期入所介護に係る介護保険給付対象サービス及び対象外のサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 専光会 陽のあたる家ショートステイ
- (4) 事業所の所在地 福山市大門町三丁目7番10号
- (5) 電話番号 084-945-7611
- (6) ファックス番号 084-945-7612
- (7) 管理者 渡辺 泰典
- (8) 開設年月日 平成29年4月1日
- (9) 営業日 年中無休
- (10) 受付時間 月曜日から日曜日 8:30～17:30
- (11) 利用定員 29名
- (12) 居室の概要

当事業所では3ユニット（2階の「おおらか」、3階の「ほほえみ」、「ほがらか」）毎に以下の居室・設備をご用意しています。ご利用される居室は全室個室で洗面台を備え、冷暖房完備です。フロアには、食堂、トイレ、浴室（一般浴、特浴）を設置しております。

① 2階短期入所施設ユニット「おおらか」（部屋番号211～219）

居室・設備	室数	備考
居室（1人部屋）	9室	全室ベッド、洗面台、床頭台、冷暖房、ナースコール設置
食堂	1室	フロアに1ヶ所
便所	3室	フロアに3ヶ所
浴室	1室	特養ユニット「やわらぎ」と共同利用となります。
汚物処理室	1室	特養ユニット「やわらぎ」と共同利用となります。
医務室	1室	併設する指定介護老人福祉施設の施設設備を共用します。
厨房	1室	
洗濯室	1室	

② 3階短期入所施設ユニット「ほほえみ」（部屋番号301～310）

居室・設備	室数	備考
居室（1人部屋）	10室	全室ベッド、洗面台、床頭台、冷暖房、ナースコール設置
食堂	1室	フロアに1ヶ所
便所	3室	フロアに3ヶ所
浴室	1室	ユニット「ほがらか」と共同利用となります。
汚物処理室	1室	ユニット「ほがらか」と共同利用となります。
医務室	1室	併設する指定介護老人福祉施設の施設設備を共用します。
厨房	1室	
洗濯室	1室	

③ 3階短期入所施設ユニット「ほがらか」（部屋番号311～320）

居室・設備	室数	備考
居室（1人部屋）	10室	全室ベッド、洗面台、床頭台、冷暖房、ナースコール設置
食堂	1室	フロアに1ヶ所
便所	3室	フロアに3ヶ所
浴室	1室	ユニット「ほほえみ」と共同利用となります。
汚物処理室	1室	ユニット「ほほえみ」と共同利用となります。
医務室	1室	併設する指定介護老人福祉施設の施設設備を共用します。
厨房	1室	
洗濯室	1室	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【配置職員の職種】

管理者：主に**従事者**の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を行います。

介護職員：ご利用者の日常生活上の介護及び支援、並びに健康保持のための相談・助言を行います。

看護職員：主にご利用者の健康管理や療養上のお世話を行います。

※1ユニット（入所者10名に対し）介護・看護職員合わせて約5名の配置となります。

但し、夜勤体制は介護職員のみに対応となり各階に1名の対応となります。

【主な職員の配置状況（1ユニット当たり）】

職 種	職員数
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	4名
3. 看護職員（ユニット兼務）	1名
4. 生活相談員（特養兼務）	2名
5. 管理栄養士（特養兼務）	1名

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤務体制
1. 介護職員	早出：7：00～16：00 日勤：8：30～17：30 遅出：10：00～19：00 夜勤：17：00～翌9：00 (※19：00～7：00は1人体制です。)
2. 看護職員	日勤：8：30～17：30

4. 提供するサービス内容と利用料金

★短期入所生活介護サービスについて

短期入所生活介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、日常生活上のお世話を行いながら、ご利用者の残存機能の維持・向上およびご利用者のご家族の身体及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

★生活サービスについて

短期入所中は、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家族の結びつきを重視し、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って援助していきます。

(1) サービス提供の概要

①食事

- 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態、生活習慣及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご利用者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間の目安）

朝食： 8：00～ 9：00

昼食：12：00～13：00

夕食：17：00～18：00

※委託による食事提供となりますので、目安として上記時間の設定となります。

②入浴

- 入浴又は清拭を一週間に2回行います。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴できます。

③排泄

- 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の改善、維持のため、生活リハビリを中心に機能訓練を指導します。

⑤健康管理

- 看護職員が、健康管理を行います。

⑥短期入所生活介護計画

- 利用期間が概ね4日以上連続して利用する場合は、ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護サービス計画書」を作成します。

⑦送迎

- ご希望により9：00～17：00の間で送迎を行います。送迎の範囲は福山市区域とします。

(2) 1日あたりのサービス利用料金（別紙1を参照ください。）

ご利用者の要介護度に応じた介護保険給付額の自己負担額をお支払いください。また、介護保険外で、自己負担して頂く利用料がありますので、別紙の利用料金をご参照ください。

なお、ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払い頂きます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(3) 利用料金のお支払い方法

毎月、月末締め翌月 10 日頃に請求書を作成し郵送します。

お支払方法については、下記の①、②、③のいずれかでお願いいたします。

①窓口にてお支払の場合

毎月 26 日までに現金でお支払ください。

②お振込みの場合

毎月 26 日までに下記口座にお振込みください。

■振込先：銀行名：広島銀行 福山蔵王支店

科 目：普通 口座番号：3257132

③ご利用者指定口座からの自動振替

毎月 26 日

(金融機関が休業日の場合は翌営業日の自動振替になります。)

※当施設からの領収書を必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間をご利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

※ 利用予定日の前日 17 時までに利用中止の連絡がない場合

取消料 : 3,000 円 (部屋代、食事代相当)

5. その他

(1) 事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡するとともに、かかりつけ医に状況報告を行い、医師の医学的判断により対応が必要とされる場合は、診療を依頼致します。また、市に事故の概要を連絡し、事故の原因を早急に解明し、再発防止に努めます。

(2) 急変時の対応について

入所利用中、ご利用者に病状の急変があった場合、或いはその他必要に応じ、ご家族に連絡をとり、かかりつけ医または協力医療機関への受診を依頼します。かかりつけ医への受診はご家族様でお願いいたします。なお、症状によっては、ご利用を中止する場合があります。

(3) 利用の解除について

ご利用者が、職員または他の利用者等に対して暴力行為や当施設への破損行為があった場合、或いは利用料の支払いを2ヶ月滞納した場合は、利用を解除・終了いたします。

(4) 洗濯について

洗濯は原則として、ご家族の方をお願いしております。

(5) その他の注意事項

○所持品、備品等の持込みは、収納スペースに限りがあるため必要最小限にして下さい。また、多額の現金・貴重品は紛失の恐れがありますので、持込みはご遠慮ください。

○テレビ、冷蔵庫等、電気用品をお使いになる場合は事前にお申し出ください。

○面会時間は、9：00～19：00までです。

(19：00には玄関がタイマーにより自動施錠されます。)

○食事は衛生管理上、事業所の提供する食事を摂取して頂きます。

○故意又は過失により、施設の設備、備品を破損あるいは汚した場合には、利用者の自己負担により原状に回復して頂くか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者の方の心身の健康状態等により、お部屋の変更をお願いすることがあります。

○衛生管理上、ペットの持込みはできません。

○火災防止の為、施設内での喫煙はご遠慮ください。

○その他、入所生活・介護保険等、ご不明な点がございましたらご遠慮なくご相談ください。

6. 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、1階受付カウンターに「ご意見箱」を準備しております。ご要望等ございましたら、ご遠慮なくご投函ください。

- ・ 苦情受付窓口 生活相談員
- ・ 苦情解決責任者 施設長（管理者）
- ・ 受付時間 月曜日～土曜日 8：30～17：30
 ※但し、日曜祝日は除きます。
- ・ 電話番号 084-945-7611

※行政機関その他苦情受付機関について

福山市役所 保険福祉局 長寿社会応援部 介護保険課

受付時間 9：00～17：15 電話番号 084-928-1166（代）

※但し、土日祝日は除きます。

7. 虐待防止・身体拘束廃止のための措置

(1) 虐待防止

ご利用者の人権を擁護し、虐待を防止するために次の取組みを行います。

- ① 全職員を対象とする虐待防止や人権意識を高めるための研修を実施します。
- ② 職員が、業務上抱える悩みや問題について、相談できる体制及び機会を作ります。
- ③ 虐待防止のための対策及び虐待発生時の対応方法について定め、ご利用者の尊厳を守り、その権利利益を擁護します。

・虐待防止責任者：施設長（管理者）

・受付時間：月曜日～土曜日 8：30～17：30

※但し、日曜祝日は除きます。

・電話番号：084-945-7611

(2) 身体拘束廃止

ご利用者に対して、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、ご利用者等の生命又は身体に危険がある等、緊急やむを得ない場合には、次のとおり対応します。

- ① 緊急やむを得ない場合に該当するのか、虐待防止・身体拘束検討委員会で検討します。
- ② 緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容、目的、理由、拘束の期間等を詳細に説明し、同意を得た上で行います。
- ③ 拘束の期間は、ご利用者の日々の心身の状態等を観察し、記録を行います。
- ④ 拘束の期間が終了したとき、その要件に該当しなくなった場合は、速やかに身虐待防止・身体拘束検討委員会で検討し、身体拘束等を解除します。

8. 非常災害対策について

- ① 災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

9. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しています。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しています。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直し及び変更を行います。

1 0. 衛生管理等について

- ① 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。
- ② 施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう対策を検討する委員会（概ね 6 月に 1 回以上）を設置するとともに、その結果について、周知徹底を図ります。
- ③ 感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、職員に研修及び訓練を年 1 回以上実施します。
- ④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 1. 情報の取り扱いについて

別冊 1 「個人情報(特定個人情報含む)に関する同意書」のとおり